

応募資格

日本国籍を有する医師・歯科医師としています。ただし、平成16年4月以降医師免許を取得した方(歯科医師については平成18年4月以降)については、臨床研修を修了した者(見込みを含む)に限ります。

採用試験

前期試験(6月)および後期試験(11月)の年2回実施

応募手続き

1 応募期限

前期試験:令和3年5月25日(火) (消印有効)

後期試験(予定):令和3年11月4日(木) (消印有効)

後期試験は行わないことがあります。
実施の有無は7月上旬に発表します。

* 歯科については、後期試験のみの実施となります。

2 応募書類

- (1) 履歴書
- (2) 推薦状2通
※必ず推薦者自らが封筒に入れ密封したものを提出してください。
(自己推薦不可)
- (3) 医師(歯科医師)免許証の写し
※A4判に縮小してください。
- (4) 小論文

(1)~(2)の様式、(4)の課題、留意点などは、医系技官採用情報ホームページに掲載します。

3 書類提出先(書類は書留郵便で送付してください)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

厚生労働省大臣官房厚生科学課 医系技官採用担当

募集に関する日程は変動することがありますので、
ウェブサイトでも御確認下さい。

「医系技官採用情報ホームページ」

www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/saiyou/ikei/

またはキーワード検索にて

選考方法および試験日程

1 選考方法

- 書類審査
- 一次試験(グループディスカッション、面接等)
- 二次試験(面接)
※ 面接の参考とするため性格検査を行います。

2 試験日程

[前期日程]

書類審査 / 一次試験:令和3年6月中旬 / 二次試験:令和3年6月下旬

※二次試験の可否は7月初旬にお知らせする予定です。

[後期日程]

後日公表

給与等

「一般職の職員の給与に関する法律」にもとづき、行政職俸給表(一)が適用され、総合職国家公務員採用試験に合格して厚生労働省に採用された行政官と同等に処遇されます。

希望者には、公務員宿舍(独身宿舍、世帯宿舍)が用意されます。

その他、産前産後休暇、育児休業、育児短時間勤務をはじめ、さまざまな制度があります。

入省後の異動

医系技官は、大きく変化する社会情勢の中にあって、鋭い先見性と広い視野、そして豊かな人間性をもつことが求められています。このため、幅広い行政経験を積むことができるよう、厚生労働省本省のみならず、職員の家庭の状況も考慮しながら地方自治体、国際機関等への異動が行われています。

研修等

入省後は、日頃の仕事を通じて、行政官としての知識、技術、感覚などを身につけていくこととなりますが、若手職員による自主的な勉強会や各種研修により、一層の資質の向上を図っています。入省後の主な研修としては、下表のようなものがあります。

研修名	実施者	時期	対象	内容
国家公務員合同初任研修	人事院 総務省	年度当初3日間程度	全省の総合職 新規採用職員	国立オリンピック記念青少年総合センターに合宿し、公務員としての心得、行政の初歩等を研修する。
厚生労働省新規採用職員研修(総合職)	厚生労働省 人事課	年度当初上記研修を含め4週間程度	厚生労働省の総合職 新規採用職員	厚生労働行政についての基礎的な知識を学ぶとともに、医療・福祉施設等の厚生労働行政の第一線の現場視察を行う。
国家公務員初任行政研修	人事院	年度当初5週間程度	全省の総合職 新規採用職員	社会全体の奉仕者としての自覚、国民全体の視点から施策を行うための基礎的素養・見識を養うとともに、政府全体として施策に取り組めるよう研修員相互の理解と信頼を深める。